

業務指示書

ニカラグア国リオ・ブランコーシウナ間幹線道路橋梁整備事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 馬庭 泰介 Maniwa.Taisuke@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月21日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路橋梁整備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ニカラグア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁設計（上部工）】

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ニカラグア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月25日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(NI01 = 4.558 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／交通計画
橋梁設計（上部工）

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.33 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月22日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ニカラグア国リオ・ブランコーシウナ間幹線道路橋梁整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/交通計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計（上部工）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ニカラグア共和国（以下「ニカラグア」という。）の道路総延長は23,647km、舗装率は約13.2%、雨期に通行可能な道路は全体の68%に留まり、特にカリブ海側のインフラ整備が立ち遅れている。中でも北大西洋自治区は貧困指数が高く当国政府が開発重点地域に定めている。リオ・ブランコーシウナ間幹線道路（国道21B号線の約115km）は、首都マナグアから北大西洋自治区に繋がる重要道路であり、同地域で生産される農牧林業生産品の輸送路及び沿線住民のライフラインとして重要な役割を担っている。他方、道路舗装は劣悪で自然災害に対し脆弱であり、橋梁には通行に危険が伴うものがあるなど当該道路を経由した輸送のボトルネックとなっている。

本事業で対象とするリオ・ブランコーシウナ間幹線道路の改修はJICAの協力により策定された「国家運輸計画」において最優先プロジェクトにあげられており、当国政府が作成した「国家人間開発計画2012-2016」において「ニカラグアの変容のための社会、生産、運輸、エネルギー及び観光インフラの整備」に位置付けられている。

現在、リオ・ブランコーシウナ間の道路部分及び短い橋梁の一部の改修が中米統合銀行（以下「CABEI」という。）、世界銀行（以下「世銀」という。）、及び米州開発銀行（以下「IDB」という。）の支援により行われている。本事業は右事業と連携しリオ・ブランコーシウナ間の運輸・インフラを改善することを目的とするものである。

2. 事業の概要（要請内容）

（1）事業名

リオ・ブランコーシウナ間幹線道路橋梁整備事業

（2）事業目的

本事業は、マタガルバ県及び北大西洋自治区においてリオ・ブランコーシウナ間幹線道路の橋梁を整備することにより、当該区間の運輸・交通の改善と市場アクセスの改善を図り、もって同地域、国の経済活性化に向けた基盤作りに寄与するものである。

（3）要請概要

リオ・ブランコーシウナ間幹線道路に位置する下記橋梁の上下部工架け替え（含アプローチ道路部分建設）

- ・ムルクク橋（橋長 174m）
- ・リサウエ橋（橋長 80m）
- ・ラブー橋（橋長 90m）
- ・プリンサポルカ橋（橋長 92m）
- ・アプローチ道路部分（各 100m 程度）（本調査において行われる架橋位置の検討の結果に基づき変わり得る）

（4）対象地域

ニカラグアのマタガルバ県及び北大西洋自治区

（5）関係官庁・機関

運輸インフラ省（MTI : Ministerio de Transporte e Infraestructura）

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動
「ニカラグア国国家運輸計画プロジェクト」(2012-2014 年)にて作成したマスタープラン

3. 業務の目的

円借款の要請のあった「リオ・ブランコーシウナ間幹線道路橋梁整備事業」について、既存のプレF/Sのレビューを行い、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、本邦技術の適用、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。ニカラグア政府は本事業に本邦技術を適用されることを希望しており、本邦技術の適用については丁寧な検討が行われること。

4. 業務の範囲

本業務は、ニカラグア政府から要請のあった「リオ・ブランコーシウナ間幹線道路橋梁整備事業(ニカラグア)」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、ニカラグア側関係機関への一方的な提案とならないように、ニカラグア政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、ニカラグア側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICAから基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 対象橋梁形式の最適案の選定方法
- 2) 調達・施工方法
- 3) 概略事業費
- 4) 事業実施機関の実施能力
- 5) 操業・運営/維持・管理体制
- 6) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼(契約変更)する可能性がある。

(3) 本邦技術の適用

ニカラグア政府は本事業における本邦技術の適用を希望している。施工方法及び橋梁形式の検討にあたっては、自然条件と施工時の制約条件を勘案するとともに、ニカラグア政府のニーズ及び意向を十分に把握した上で、本邦技術の適用を検討すること。また、施工方法及び橋梁形式以外にも、経済性、耐震技術の適用、キャパシティビルディングや橋梁点検基準作成などのソフト対策など幅広く検討し、その結果を JICA へ報告するとともに、適用を提案する本邦技術についてニカラグア関係機関と十分に協議・調整を行うこと。

(4) 調査の対象区間、本調査の位置付け、及び既存の資料

本調査の対象区間はムルクク橋、リサウエ橋、ラブー橋、プリンサポルカ橋、及び各橋梁のアプローチ道路部分。

本調査に先だって運輸インフラ省が本事業対象橋梁に係るプレ F/S を実施しており、本調査は審査の検討資料と足るように同プレ F/S を補完するもの。

(5) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、現時点でカテゴリ B に分類されている。ニカラグアの関係法令及び JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、必要な調査・手続を行うこと。なお、本事業の対象道路の EIA (Environmental Impact Assessment) はニカラグア政府が実施済みであり、本 EIA を参考にすること。

また、事業対象地や占有者の調査を行う際には、ジェンダーに配慮し被影響住民のジェンダープロファイルの正確な把握に努めること。

(6) 設計基準

設計基準は中米経済統合事務局 (Secretaría de Integración Económica Centroamericana, SIECA)、アメリカの(AASHTO LRFD)等と我が国の基準との比較検討の上、本事業における採用基準を明らかにする。

橋梁形式の選定に際しては、現地状況に即した環境影響や地域での利便性等の判断に加え、維持管理の容易さや、雨季等の気候条件、洪水被害、大規模震災にも耐える耐久性と耐震性等にも配慮すること。

アプローチ道路舗装設計に際しては、地質性状/路床強度、地下水の影響及び使用材料の性状の適切な把握、土地利用や広域的な道路ネットワークを考慮した大型車交通量予測と軸重分析による累積軸重の安全側での設定、塑性変形抵抗性を考慮した路面設計等に留意する。

(7) 関連調査・計画

事業の背景・必要性についての確認・整理にあたっては、ニカラグア政府の道路網整備計画、国家運輸計画等を参考にすること。

(8) 雨季の考慮

自然条件調査、ベースライン・サーベイの実施時期については、雨季（4,5月～10,11月）を考慮した工程を提案する。

(9) 架設位置、アプローチ道路部分の検討

架設位置の決定に際しては、運輸インフラ省及び JICA と相談の上行うこと。
アプローチ道路部分の検討に際しては、道路との擦り付けを留意すること。

6. 業務の内容

【現況の確認及び最適案の選定】

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) ニカラグア政府からの要請関連資料及び既存プレ F/S 調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ニカラグア側実施機関である運輸インフラ省に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 事業の背景・必要性についての確認・整理

- 1) 中米地域及びニカラグアにおける道路網整備事業に係る上位計画（中米地域の地域連携枠組みに基づいた広域運輸交通整備計画、ニカラグア政府の5ヶ年計画、国土交通計画、複合一貫輸送政策等）を確認する。
- 2) ニカラグアにおける道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象道路の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- 4) 本事業の要請の経緯と内容を確認する。
- 5) ニカラグアの道路セクターにおいて、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。特に、CABEI、IDB、世銀によって支援が予定されているリオ・ブランコーシウナ間の道路と短い橋梁の改修のスケジュールを確認する。

(3) 対象橋梁及び周辺地域の現況調査と課題の抽出

- 1) 対象橋梁について現地踏査を行い、橋梁状況（幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間等）について把握する。
- 2) 周辺地域の道路・橋梁案件の進捗、ソフトインフラ（過積載取締り等）の整備状況、周辺地域の開発計画等、対象橋梁を整備する上で留意すべき点を確認する。
- 3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象橋梁が抱えている現状の課題を抽出する。
- 4) リオ・ブランコーシウナ間幹線道路の詳細設計をレビューする。

(4) 架橋位置の最適案の選定

周辺地域の状況を踏まえ、架橋位置の最適案を選定する。選定にあたっては、技術面、経済面、環境社会配慮面等において妥当な3案程度を作成し比較検討する。

【概略設計の実施と事業効果の確認】

(5) 自然条件調査

上記最適案の選定を踏まえ、本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。地質調査は必ず実施し、その他調査については極力既存のデータを活用することとし、既存データが存在しない時、及び既存データでは十分な情報が得られない時に該当調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 気象調査及び水理・水文調査

2) 地形調査

対象：橋梁架替え箇所及びアプローチ道路区間

- ・道路縦断測量
- ・道路横断測量
- ・平板測量
- ・河川測量（橋梁建設地点のみ）

3) 地質調査

対象：橋梁架替え箇所

- ・ボーリング調査（各橋梁架け替え箇所2～3本×20～30m程度を想定）
- ・標準貫入試験（1m毎）
- ・土質試験一式

4) CBR 試験

対象：必要と判断されるアプローチ道路部分

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 交通量調査及び将来交通量の予測、軸重調査

1) 将来交通量を踏まえた設計を行うため、既存の交通量観測、路側 OD 調査、将来交通量の予測の内容を確認する。確認の結果、新たに将来交通量の予測の実施が必要と判断された場合、JICA の同意を得た上で交通量調査を実施する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

ア) 交通量観測（12時間平日2日及び休日1日、2地点）

2) 軸重調査について、既存の調査の有無を確認し、必要と判断された場合、JICA の同意を得た上で、軸重調査（1か所想定）を行う。本調査については、現地再委託で行うことを認める。

(7) 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン・サーベイ）

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、民族構成、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健等）を確認する。調査は可能な限り男女別、民族別に集計を行い、男女別、民族別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(8) 事業の計画概要

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

1) 事業の目的

2) 対象橋梁の内容

計画の対象となる橋梁について、その主要な諸元を計画する。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（業務人月）について、計画する。

(9) 概略設計

1) 排水施設設計

2) 橋梁設計計画の策定（設計条件確認、橋梁形式比較案 3 案程度作成含む）

橋梁設計の構造計算

橋梁の橋梁全体一般図及び主要断面図の作成

ムルクク橋の完成予想図の作成

3) 付属物（照明、排水、手すり等）の設計

4) 架設橋及び既設橋撤去についての施工計画

5) 道路の平面（1/1,000）、縦横断設計（20m ピッチ）

6) 舗装設計

7) 道路・斜面施設設計

5)～7)については、アプローチ道路部分の長さに応じ必要と判断される場合作成のこと。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

(10) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(11) 実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA 及び簡易住民移転計画の作成・承認、用地取得、事業計画（DPP）承認、実施体制の確立タイミング等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。新技術を採用する場合は、本邦研修の内容及び実施スケジュールも作成する。リオ・ブランコーシウナ間の道路部分の改修スケジュールを考慮したスケジュールを作成すること。

(12) 事業実施体制

ニカラグアで実施されている、類似業務（道路・橋梁の整備事業）における実

施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施に必要な実施体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認 (PIU : Project Implementation Unit の設立等)
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

(13) 維持・管理体制

対象橋梁の運営・維持管理は、運輸インフラ省が実施しているが、本事業実施により橋梁が整備された後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認 (法的な位置づけを含む)
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(14) 環境社会配慮

- 1) ニカラグア政府の環境法令及び JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。ニカラグア環境法令上環境アセスメント報告書の提出が必要となる場合は、環境アセスメント報告書の作成支援を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)

- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等) の確認
 - イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・ 環境配慮 (環境影響評価、情報公開等) に関連する法令や基準等¹
 - ・ JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月) との乖離及びその解消方法
 - ・ 関係機関の役割
 - ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) の実施
 - エ) 影響の予測
 - オ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む) の比較検討

¹ JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリが B、C もしくは FI であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

- カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)(案)の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化ケ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(15) (大規模ではない住民移転もしくは用地取得が発生する場合) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)~12)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(16) 気候変動(適応)策への対応

本事業で対象とする橋梁の最適案を検討する際には、環境社会配慮面への影響をクライテリアの1つとして検討するとともに、気候変動に対する脆弱性及び適応策を検討すること。必要に応じて、ニカラグアの気候変動対策ポリシーをレビューし、採用されている気候変動シナリオ・解析モデル、適応策目標年に関しニカラグア関係機関と確認し、目標年における気候変動解析結果を用いて適用する計画基準年における気象・水文状況を特定する。併せて、「独立行政法人国際協力機構(JICA)気候変動対策支援ツール/適応策(2011年6月制定)」の「橋梁・道路・鉄道(通常開発+適応オプション)」(http://www.jica.go.jp/about/direction/globalization/pdf/adaptation_j/11.pdf)に従い気候変動への適応策の検討、脆弱性評価を行う。

(17) 事業の概略事業費

概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)

キ. その他 1 (融資非適格項目)

①用地補償等

②関税・税金

③事業実施者の一般管理費

④他機関建中金利

ク. その他 2

①完成後の委託保守費

②初期運転資金

③移転地整備にかかる費用

④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやニカラグア政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」(様式の指定なし) を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

実施時期

事業費（総事業費及び内訳）

設計条件・仕様

入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）

施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

（18）事業実施に当たっての留意事項

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項（工事中の安全管理、リスク分析を含む）を整理する。リスク分析の整理に際しては、JICA が指示する様式に取りまとめ、提出すること。

特に、事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

- 1) ニカラグアにおける当該類似事業の調達事情
 - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ・現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
 - ・現地施工業者の一般事情
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等
- 3) コンサルタントの選定方法
 - ・International Consultants の採否 等
- 4) 施工業者の選定方針
 - ・PQ：Pre-Qualification 条件の設定
 - ・LCB：Local Competitive Bid の採否
 - ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

（19）事業の評価

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約 2 年をめどとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として内部収益率（IRR）を算出する。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、①車両運行費用の削減、②旅行時間費用の削減等を想定しているが、同 2 つの項目以外の定量的指標（運用・効果指標）も検討する。

（20）準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、ニカラグア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

（21）準備調査報告書の作成

ニカラグア政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（５）準備調査報告書及び（６）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、円滑に業務を実施するため、（２）インセプション・レポート、（３）インテリム・レポート、（４）準備調査報告書（ドラフト）要約、（５）準備調査報告書要約については、スペイン語版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有すること。

（１）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約日から起算して 10 営業日以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）

（２）インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 3 部、西文 5 部（簡易製本）

（３）インテリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象橋梁で適用が推奨される日本技術等

提出時期：調査開始 5 ヶ月以内を目処

部 数：和文 3 部、西文 5 部（簡易製本）

（４）準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 6 ヶ月以内を目処

部 数：和文 3 部、英文 5 部、西文 5 部（簡易製本）

（５）準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するニカラグア側コメント提出から 2 週間以内

部 数：和文 10 部、英文 10 部、西文 10 部（製本）、CD-R 3 部

（６）デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年2月上旬より業務を開始し、2016年6月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2016年8月上旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2016年9月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

合計 約 33.1 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／交通計画 (2号) ※評価対象者
- 2) 橋梁設計（上部工） (2号) ※評価対象者
- 3) 橋梁設計（下部工）
- 4) 道路設計
- 5) 自然条件調査（地質調査／地形調査）
- 6) 自然条件調査（気象・水理・水文調査）
- 7) 交通量調査／需要予測
- 8) 積算・調達計画／施工計画
- 9) 経済財務分析
- 10) 環境社会配慮

3. 現地再委託

当該業務について、以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ 気象・水理・水文調査 4か所
- ・ 地形調査 4か所
- ・ 地質調査 4か所
- ・ CBR試験 1か所
- ・ 交通量観測 2地点
- ・ 軸重調査 1か所

これら現地再委託が想定される調査の内、地質調査は対象橋梁4か所において必ず実施することとし、その他調査については必要に応じ実施すること。プロポーザルでは、上記全ての現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行い、いずれの上記再委託の経費も本見積りに含めること。

4. 参考資料

配布資料：

- ・「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」

参考資料：

- ・ニカラグア国国家運輸計画プロジェクト
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017751>)
- ・ニカラグア運輸インフラ省作成のプレ F/S “Construcción de los Puentes Mulukuku, Lisawe, Labu y Prinzapolka en la Región Auonoma de la Costa Caribe Norte”
(<http://www.jica.go.jp/chotatsu/program/ku57pq00001qc3ib-att/20151021.pdf>)

5. 便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、適宜現地の状況や先方政府へのヒアリングが必要であるなど、便宜供与にかかる JICA ニカラグア事務所の支援を必要とする場合は、JICA 中南米部またはニカラグア事務所に連絡・協議すること。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、安全管理を所掌するニカラグア事務所より十分に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 通訳の配置

本業務には通訳（西語 - 英語）の配置を認める。備上を希望する場合は必要経費を見積書に記載すること。なお通訳は現地で備上することとし、日本から通訳を同行することは想定されない。

以上